平成２７年（フ）第４３４号
神奈川県厚木市戸田1061番地10　ドエルにしやま101
債務者　佐藤　人志
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第９１号
広島県呉市郷原町787番地の４リバーサイドK102号室
債務者　深島　雅大
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第８３号
福島県伊達郡国見町大字山崎字宮前３番地２町住一17号
債務者　佐野　幹郎
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１０２号
福島市野田町３丁目７番７号　八巻アパート202
債務者　安斎　尚子（旧姓高城・二谷）
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第４２０号
神奈川県厚木市戸室１丁目11番11号　レジデンス清水先Ａ－106
債務者　田中　**静**男
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４２９号
神奈川県小田原市鴨宮287番地の５　ヴァンヴェール鴨宮205号
債務者　尾田　奎子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４６０号
千葉県松戸市八ケ崎１丁目51番地の43
債務者　安部ひとみ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５０１号
千葉県流山市松ケ丘２丁目336番地の60　コーポ大島103
債務者　大島　　実
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第７２０号
神戸市須磨区菅の台３丁目15番地　１号棟603号
債務者　御影エレオノーラこと　ＭＩＫＡＧＥ　ＥＬＥＯＮＯＲＡ　ＣＲＵＺ
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７６１号
神戸市垂水区舞子台４丁目４番１号
債務者　香山　佳子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７７０号
神戸市長田区高東町１丁目７番16号
債務者　横道　弘始
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７７１号
神戸市長田区高東町１丁目７番16号
債務者　横道　浩子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２８号
熊本市東区戸島西１丁目27番50－504号
債務者　森下　俊一
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３３１号
川崎市川崎区京町２丁目９番２－405号　コスモ川崎京町
債務者　遠藤　剛史
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
川崎市多摩区宿河原６丁目31番28－303号
債務者　松本　　肇
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４０８号
川崎市多摩区菅馬場１丁目23番11号　エンデバー　102
債務者　鈴木　永子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４４１号
川崎市高津区向ケ丘129番地12　吉田ビル302
債務者　菅野　博幸
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係